

裁判官になりませんか？

— 弁護士任官を考える —

「法曹一元」の理念から、弁護士会は「弁護士任官」を提唱・推進してきた。

「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」（2001年6月12日）によれば、「判事の供源の多元性を予定する裁判所法第42条の趣旨の実質化を図るとともに、特例判事補制度の解消等のための判事的大幅増員に対応できるよう、従来から課題とされてきた弁護士任官を強力に推進する必要がある、そのためには、最高裁判所と日本弁護士連合会が恒常的かつ密接な協力体制を整備することが不可欠である」。ところが、近時、弁護士任官の希望者の確保が難しくなっているという。

そこで、本特集において、まず、弁護士任官制度の理念と現状を再確認した。つづいて、多種多様な弁護士任官者（含む、退官者、予定者）の体験談を掲載し、さらに

任官までのタイムスケジュールを明らかにすることにより、弁護士任官という選択肢を考察した。もし、少しでも興味を持たれた方は、総務課（TEL.03-3581-2204）まで連絡されたい。（臼井 一廣）

CONTENTS

- I 弁護士任官の理念と現状
- II 経験者は語る
 - 1. 定年退官まで執務しました。
 - 2. 部総括として執務しています。
 - 3. 民事調停官として週に1回執務しています。
 - 4. 弁護士任官に向けて準備中です。
- III 弁護士任官を決断してから裁判官になるまで
- IV 新たな時代の任官推進
 - ～日弁連担当副会長としてのメッセージ～

I 弁護士任官の理念と現状

弁護士任官推進委員長 下河辺 和彦（26期）



今次の司法制度改革の重要な課題の一つである裁判官制度の改革において、弁護士任官には大きな意義と役割が期待されてきた。

それは、裁判官の給源の多様化・多元化を図り、21世紀の我が国社会における司法を担う質の高い裁判官を安定的に確保していくためには、弁護士から裁判官に多くの者が任官することが重要だからであり、日弁連と最高裁との間でも、この点についての基本認識は一致している。

日弁連は2002年11月に、第19回司法シンポジウムを「裁判官制度改革に向けた実践—『弁護士任官』と『判事補の他の専門職経験』を中心に—」をテーマに開催して、会の内外に対して、国民の目線で判断できる優れた裁判官を安定的に確保する準備を整えたと

アピールした。

このシンポに、パネリストの一人として出席した最高裁の総務局長は、これまでのキャリア裁判官制度の下で、裁判官が同質化し、その議論がモノトーン化して、制度疲労を起こしているとして、弁護士任官の増大に期待しているとした。

そして、このシンポの翌年の2003年の弁護士任官者は10名（うち東弁からは3名）、翌2004年も8名（1名）を数えることができたが、2005年には4名（2名）に半減し、以後2006年5名（1名）、2007年6名（2名）、2008年4名（2名）、そして本年2009年も6名（1名）と、低迷した状況が続いている。

弁護士からの裁判官への任官者を大幅に拡大するという当初の目標の実現にはまだまだほど遠いのが

この間の弁護士任官の実状である。

このような現状を打開して、一人でも多くの弁護士任官者を今後送りだしていくためには、裁判官に任官しようとする者が直面し、解決に迫られるさまざまな問題に対して、これまでも行われてきている公設事務所への志望者の一時的受入れ等の支援の内容を、より充実強化していかなければならない。

それとともに、一人でも多くの弁護士が裁判官に任官することによって、はじめて裁判官の給源の多様化・多元化が現実のものとなり、国民の目線で判断できるすぐれた裁判官を確保することにつながる弁護士任官の意義、役割をあらためて確認していかなければならない。

そして、弁護士任官へのわれわれのたゆまぬ取り組みとその積み重ねの実績の上に立って、はじめて理念としての法曹一元の将来の実現へ向けての道程を展望することができるのであろう。

そのためにはなによりもまず、任官というチャレンジへの意欲に溢れた若手から弁護士として国民の目線でものごとを見る豊富な経験をつんだ中堅まで、一人でも多くの会員に、裁判官、裁判所というあらたな場での活動へと跳躍する弁護士任官の道と任官しての実態がはたしてどのようなものなのか？について、興味と関心を持ってもらわなければならない。

現在の弁護士任官の手続は、弁護士が裁判官に任官することの魅力と任官しやすさを増して、弁護士任官の制度が実際に機能するものとなるために、日弁連と最高裁が2001年12月に取りまとめた具体的方策によって行われている。

全国各地域の弁護士会連合会（弁連）が、多様で豊かな知識・経験と人間性を備え、裁判官となり得る資質能力を有する弁護士を裁判官候補者として日弁連に推薦する。

その「推薦基準」によれば、弁護士経験年数10年以上での、判事としての任官が望ましいが、経験年

数3年以上での判事補への任官も可であり、年齢は55歳位までが基本とされている。

任官希望者は、各地域の弁連（東京三会の場合は所属弁護士会）の「弁護士任官適格者選考委員会」の選考手続を経たうえで、日弁連を経由して、最高裁に任官の申込みをするが、最高裁は「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」へ諮問して、弁護士任官者の任用の可否が決定される。委員会の答申にもとづく任官拒否が決して少なくないこともまた事実である。

最高裁の任用担当者によれば、委員会での選考判断の基準として、志望者が弁護士からどういうことで裁判官になろうとするのか、確たる動機、理由が強く求められるとのことである。任官への漠とした思いや説得力に欠けるような動機や理由から任官を志望してみても、任官が実現することはないのが現実である。

弁護士にとって経験が無い判決起案の苦勞と厳しさを克服し、論理的な説得力に裏づけされた決断力を適時に適切に発揮することによって、当事者にとっても納得性の高い手続の実現を図り、同時並行的に進行する多数案件の手続を適正に管理していく等、裁判官になるために求められる能力資質もある。

弁護士であれば誰でもがクリアできるほどに任官のハードルは低いものではないだろう。

しかし、社会に生起するさまざまな法的な紛争を、国民の目線に立って判断するという役割こそが、弁護士からの任官者に大いに期待されているのである。

弁護士任官を促進する環境を整備し、民事家事の調停手続をより一層充実活性化することを目的として、2004年に発足した非常勤裁判官へは、本年の第7期までに合計237名（うち東弁45名）が任官した。非常勤裁判官制度は期待された通常任官への入口としての役割を果たしてきており、今後ともその円滑な発展が期待されるところであるが、残念なことに非常勤裁判官への志望者も多くなっている。若い会員のチャレンジを強く希望する次第である。

Ⅱ 経験者は語る-1

「定年退官まで執務しました。」

元裁判官（現 簡易裁判所判事） 中野 智明（23期）



任官までの道のり

私は、東京弁護士会所属の弁護士であったが、弁護士任官制度に関する記事を読み任官に関心を持った。弁護士任官制度は創設されてまだ間もなかったと記憶している。

任官というとすぐに修習時代の成績等が気になったりするが、応募の要項に成績優秀であることを要する等の私にとってさしさわりになりそうな内容は盛り込まれていなかった。また、この制度は平凡な弁護士にも裁判官になる道を開いていると勝手に理解した。そして、意を決して担当の副会長を訪問し任官の希望を述べたところ歓迎された。任官するための態勢を整えるのにそれなりの苦労をしたが、何とか準備を終え21年9ヶ月の弁護士生活に別れを告げた。

平成5年1月4日の朝、最高裁判所において辞令の交付を受け判事に任官した。現在は弁護士任官者のために任官後の研修が行われているが、当時はそのような制度はなかった。そこで、辞令を受けてすぐに配属先の浦和（現さいたま）地方裁判所に向かい着任の挨拶をした。着任したのが新年早々であったため裁判所はまだ本格的に動いていなかった。

弁護士任官者の覚悟

私が任官した当時、多くの裁判官が弁護士任官者の任地に関する特典に注目していたように思う。この特典は、私のように21年9ヶ月の弁護士経験を有する者は、転勤する場合でも転居をしなくてもよいように配慮するという内容であったが、この通りにすることには無理があると思っていた。裁判官の多

くと同様に、弁護士任官者も転居を伴う転勤を避けて通ることはできないと思う。

弁護士任官者の判決起案能力に期待は寄せられていなかった。司法修習を終了し、すぐに判事補として任官した者は特例がつくまでの間に主任として多様な起案をし能力を向上させているが、弁護士任官者にはこの経験がない。訴状や準備書面を書ければ判決等の起案もできるという意見もあるが、そう甘くはないというのが私の考えである。

しかし、いずれにしても多くの弁護士任官者がこの問題を乗り越えている。そして、各地に赴任して仕事に取り組み、裁判官として活躍している。まず任官をして仕事を始めることが肝要なのである。

裁判官としての生活、そして定年退官

浦和地方裁判所における配属先は、保全、執行、破産事件等を担当している第3民事部であった。毎日山のように積まれる執行等の記録を読み、必要な処理を行った。平成5年3月末までに第3民事部に所属しながら刑事裁判も何件か担当し、刑事判決の起案もした。平成5年4月1日から平成6年3月31日までは、第3民事部と第4民事部の双方で仕事を行った。それまでは比較的短い起案が多かったが、第4民事部の仕事をするようになってからはかなり頁数の多い起案を行うようになった。さらに、越谷支部にも出勤し同支部で主として執行の仕事を行ったこともある。平成6年4月1日から平成7年3月31日までは、浦和家庭裁判所に所属し家事調停と家事審判に取り組んだ。平成7年4月1日から平成9年3月31日までは浦和地方裁判所第5民事部に所属し専ら訴訟事件に取り組んだ。

平成9年4月1日に前橋地方裁判所に転勤した。前橋地方裁判所における配属先は第1民事部であったが、平成10年3月31日までは本庁と高崎支部の双方で、同年4月1日から平成12年7月までは本庁と沼田支部の双方で仕事をした。沼田支部には裁判官が常駐しておらず、本庁の裁判官が沼田支部に赴き支部全体の仕事に取り組んでいた。平成12年8月からは支部の填補がなくなり専ら本庁で仕事をするようになった。本庁でひたすら訴訟事件と執行事件等に取り組んだ。東京高等裁判所等で開催される各種協議会に出席するために東京に出張することもあった。執行事件担当部の総括裁判官として、高崎支部、太田支部、桐生支部、沼田支部の各支部に出張することもあり、前橋地方裁判所の本庁と各支部のすべてで仕事をするという経験ができた。本庁の改築工

事が終了してからは職場の環境が一段と良くなった。しかし、官舎の古さは相変わらずであった。それでも、前橋時代は職住接近という環境を楽しむことができた。同じく職住接近という環境を楽しんでいる仲間との交流も深まった。前橋の夏、夕方になると毎日のように雷がなり稲妻が光り恐ろしい思いをしたことがあるが、これもまた前橋における楽しい思い出となっている。

平成16年4月1日に東京家庭裁判所に転勤した。東京家庭裁判所における配属先は一般家事事件を担当している家事3部であった。家事3部で家事調停と家事審判に取り組み、去る5月13日に定年退官した。定年退官までの概略は以上述べたとおりであるが、私の経験が弁護士任官制度の発展のために幾分かでもお役に立てば幸いである。

Ⅱ 経験者は語る-2

「部総括として執務しています。」

横浜地方裁判所第5民事部部総括判事 水野 邦夫 (29期)

裁判長としての“楽しい”日々

私は、平成14年6月に25年間の弁護士生活に一区切りを付け、裁判官に任官しました。最初の配属先は東京地裁民事26部（通常部）で、右陪席裁判官となりました。最初は試運転的に合議事件の弁論準備を裁判長と一緒に主宰するというところから出発しましたが、任官して2か月経過したところで先任の右陪席裁判官が転勤されたため、その方が持っていた単独事件（週2開廷分）を引き継いで、通常の右陪席裁判官と同じ執務体制となりました。いきなりでは大変ではないかと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、裁判長をはじめ、陪席裁判官、書記官の皆さんが大変親切にいろいろと教えてくださいましたし、自分の弁護士時代の経験に照らして良い訴訟指揮をしていただいた裁判官のことを思い出しながら、事件を進行させることにより、大過なく、そして充実した日々を過ごせたように思います。

それから約1年半余り後の平成16年4月に同じ東京地裁民事48部（通常部）の部総括裁判官になりました。ここで4年間、裁判長を務めた後、平成20年4月に横浜地裁に転勤となり、現在は医療集中部である第5民事部の部総括裁判官として、合議事件の大半を占める医療事件に取り組むとともに週2開廷分の単独事件（通常事件）を担当しています。

よく先輩の裁判官の方々から、一審の裁判長を務めていたころが一番楽しかったという話を聞かされます。途中から任官して、そのようなポジションに通算5年余りも就かせていただいているのですから、これに過ぎる喜びはありません。実際、裁判長としての日々は、陪席裁判官の方々と協力してまさにマイコートを主宰し、事件に取り組むという大変にやりがいのあるものとなっています。地裁の部は、

裁判官も書記官も年齢構成が比較的低いですし、司法修習生もいて、活気にあふれていますので、楽しい毎日です。

人生設計の中に道筋を描く

裁判官の生活は堅苦しいのではないかと思う人もいらっしゃるかもしれません。しかし、裁判官の場合、職責を果たすこと、自分で自分を律することは求められますが、仕事に干渉をされたりとか、私生活に口出しをされることはありません。仕事の時間に拘束はありませんし、仕事の進め方やスケジュールリングは全部各自に任されています。要は事件をきちんと処理できていればいいのです。そういう意味ではまさに弁護士と同じです。

私は、弁護士という仕事については、依頼者と悩みや喜びを共有し、ダイナミックなところもあって、決して嫌いではありませんでした。しかし、やはり長年やっていると疲れを感じるころもありましたし、この先の人生を充実した気持ちで過ごすには現在の仕事を思い切って変えて、新たな仕事にチャレンジしてみたいという気持ちを抱くようになっていたところ、そのころ日弁連の中で取り組んでいた司法制度改革審議会の意見書が平成13年にまとまったため、これを契機に、任官を志望した次第です。なってみての感想ですが、自分の思っていた以上に、裁判所の皆さんに暖かく迎えていただき、やりがいのある仕事もやらせていただいて、また、弁護士時代のストレスも解消し、とても良かったと感じています。

最近、司法修習生の皆さんと話していると、弁護士任官に興味を持っている方が多いことに気づかさ

れます。私としては、単なる興味や関心にとどまらず、是非、自分の人生設計の中に弁護士から裁判官へという道筋を描いていただきたいと思います。私のように弁護士を25年もやってから任官というのも決して悪くはないと思いますし、それなりのことはやれるのですが、私の場合、任官時、既に50歳になっていましたので、どんなに頑張っても15年しか裁判官はできません。そのようなことを考えると、もう少し早く、弁護士経験10年目から20年目くらいのところで任官するというのが、弁護士経験を活かしながら裁判官の仕事に取り組むという観点からは理想といえるのではないのでしょうか。そういうプランをこれからの若い方々には是非考えてもらいたいと思っています。

裁判官に求められる“力”とは

弁護士として優れた方は、一般的には裁判官としても優れた実績をあげられるように思います。しかし、やはり、性格とか仕事ぶりという点で、それぞれに適性というものはあるように思います（ただし、私は、裁判官がワンパターンでいいのかという問題意識を持っていますので、その適性の幅を余りに狭くするのは反対です。あくまでも一般論としてお聞きください。）。主として民事裁判官を念頭にいくつか思いつくところを述べてみたいと思います。

① 決断力

裁判官は、判決においても日常の訴訟指揮でも常にジャッジすることを求められます。したがって、決断力が極度にない人はその任に堪えられないと思います。しかし、決断が早すぎて、自分はこうだと思ったら一步も引かないという人も裁判官には向い

ていないと思います。当事者の言うことに謙虚に耳を傾け、自分の判断が誤っていないか慎重に検討できる人、その上で出た結論を果敢に示せるという人が望まれます。

② 文章力

裁判官に文学的才能は求められません。しかし、正確で説得力のある文章を書く力は求められると思います。だから、文章を書くのが嫌いな人にはむずかしいと思います。また、判決書などは、当事者の主張を基本とする準備書面などとは異なる配慮と工夫を要します。しかし、これらは、その人の努力次第で仕事を重ねていく中で向上することは可能です。最初から完璧である必要は毛頭ありません。必要なのは向上しようとする意欲です。

③ 創造力

裁判官の扱う事件は実に多様です。解決の仕方にも判決、和解など多様な方法があります。その事件に最もふさわしい解決の方法と内容を考えることは、裁判官の仕事として最もおもしろさを感じるところであり、創造的な仕事というにふさわしいと思います。型にはまった思考ではなく、柔軟に事件に取り組む創造力が必要です。

以上のほかにも共感性（いわゆる人権感覚というものも含まれると思います。）やコミュニケーション能力など裁判官に求められることはいろいろとありますが、弁護士としての経験の中でこれらの力を培い、活かせるようになれば、きっと裁判官としてもいい仕事ができるはずです。

いかがでしょうか。この文章を読んで、自分もやってみたいと思われましたか。若い皆さんには、是非チャレンジしてもらいたいと思います。期待して待っています。

Ⅱ 経験者は語る-3

「民事調停官として週に1回執務しています。」

千葉簡易裁判所民事調停官・会員 黒澤 圭子 (53期)



昨年(2008年)10月より、千葉簡易裁判所において、民事調停官として毎週水曜日に執務している。

民事調停官とは

いわゆる非常勤裁判官制度は、民事調停事件及び家事調停事件において、弁護士が非常勤の形態で調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度であり、民事調停を主宰するのが民事調停官である。

民事調停官としての一日

朝9時ころには登庁し、当日の調停事件について、前週の登庁日以後に提出された書面や証拠等の確認からはじまる。千葉簡裁では、第1回期日には、必ず調停委員との事前評議を行うことと、代理人が付いていない当事者に対しては、調停主任である調停官から直接、調停手続に関する説明をすることとしている。

この最初の説明はとても重要だと感じている。調停手続は、当事者に代理人が付いていないことが多いため、調停に出席する当事者、特に相手方はとても緊張して裁判所へやってくる。ここで最初に、調停手続は、訴訟と違って話し合いの手続であることを説明すると、当事者の緊張も和らぎ、安心して調停に臨んでもらえるように思う。

その後の事情聴取は調停委員にお任せして、第1回のご挨拶で何部屋か回ったのち、裁判官室へ戻り、合間に翌週の記録を読み、手控えを作成する。

途中で呼ばれば、再び評議し、調停官の同席が必要と判断すれば、調停に同席する。弁護士なので、

つい言い過ぎそうになるところを、「今日は裁判所」と自分に言い聞かせながら、一步引いて話をするように気を付けている。午前中の事件が昼までかかることはよくあり、調停成立ならば、調停条項を詰め、最後に両当事者・書記官同席のもとで調停条項を読み上げて説明し、調停成立を確認する。

というわけで、お昼はほとんど時間がなく、朝買ったおにぎりをほおぼっていると、午後の評議が始まる、といった具合である。午後もほぼ同様で、あっという間に一日が過ぎていく。

簡易裁判所内の様子

昨年10月の着任当初から3月までは、私が担当する水曜日の他に、火曜日と木曜日それぞれ、弁護士である調停官が登庁され、調停官3人体制だったため、事件数もゆとりがあり、まだ慣れない当初は、前任の上席裁判官とベテランの書記官に手厚いご指導を受けながら、調停官としての仕事を覚えていった。そして、4月から調停官の一人が任官され、6月には暖かい笑顔で見守ってくださった上席が定年退官され、この9月には、もう一人の調停官も4年の任期を満了された。一人残されたような気持ちにもなる。

しかし、出会いと別れは裏返しで、異動によってまた新しい仲間と一緒に、お互いに切磋琢磨しながら仕事ができるということは、裁判所の大きな魅力だと思う。今はまた、新しく来られた上席と書記官に助けていただきながら、楽しく仕事をしている。

また、調停は、調停委員のお力に頼る部分が大きく、調停成立に向けてご尽力いただいている。千葉は、東京と比較して弁護士の調停委員がそれほど多くないため、弁護士の調停官ということで、こちら

に対しても過分な敬意を払っていただき、いつも恐縮している。

裁判官室では、簡裁判事の方々と机を並べて仕事をさせていただいている。何かわからないことがあると、とても親切に教えていただき、裁判官室内で相互に議論できるざっくばらんで暖かな雰囲気にとっても助けられている。

弁護士業務との両立について

非常勤で週1日しか登庁しないため、その1日で、評議、事件立会、成立（不成立）調書・経過表等の決裁、翌週の記録読みをすべてこなさなくてはいけないので、最近はどうしても定時に退庁することは難しい。しかし、基本的には持ち帰ってするような仕事は勉強以外ないので、登庁日にすべて仕事を終了させ、週の他の曜日は弁護士業務に集中できる。

また、週に丸一日事務所を空けるので、支障がないように登庁日前日にはやるべき仕事を終え、事務局をお願いできることはお願いしていく。事務所のメンバーの理解と支えを受けて、週1日安心して登庁している。

裁判所の魅力

裁判所の水曜日は定時退庁日だが、私と組んでいる立会の書記官は定時に退庁できるはずもない。いつも申し訳なく思いながら、時間外に翌週の記録と奮闘しているが、いやな顔ひとつせず、つきあってくださる。裁判所はチームで仕事をする組織なので、二人三脚で仕事をするような安心感に

包まれて仕事をしている。

裁判所へ行ってよくわかったことは、裁判官の仕事は、事件処理だけではないということである。司法行政事務のほか、組織のなかで人を育てることが、裁判官の大切な仕事なのだ。だから裁判官の方は皆とても面倒見がよく、ざっくばらんなのだと思う。外の世界から裁判所に飛び込むことは、やはりハードルが高い。しかし、週1回裁判所のなかで仕事をしてみると、裁判所は、組織のなかで相互に人を育て育てられていく、懐の深い組織なのではないかと思う。

簡裁で人の異動があると、その都度歓迎会・送別会があり、調停官も簡裁の一員として、会に参加させていただいている。この他に、裁判官室だけの歓送迎会もあり、季節の変わり目は、こちら方面でも忙しい。しかし、チーム簡裁の一員として迎え入れていただいていることがとてもうれしい。

非常勤裁判官へのお誘い

あまり難しいことは考えず、登録5年が過ぎた会員は、まず調停官に手を挙げてみることをお勧めする。裁判所の立場で調停手続にかかわることはとても勉強になる。また、日頃あまり見られない、他の弁護士の活動を見られることも非常に参考になるし、学ばせていただくことが多い。できれば、千葉を希望してくださると、さらにうれしい。

裁判所の歓送迎会は、千葉地裁の食堂で行われることがあるが、なんと、ここでの宴会料理にはフォアグラが出るのである。千葉地裁の食堂は隠れた名店だが、昼に行ってもフォアグラは出ない。千葉の調停官になれば、この極めて珍しい料理も味わうことができること請け合いである。

Ⅱ 経験者は語る-4

「弁護士任官に向けて準備中です。」

会員 匿名

私は、50期代の弁護士です。現在弁護士任官に向けた準備(?)をしています。今回1つのケースとして、私が弁護士任官の準備をする経緯などを説明させていただきます。

決意

私は、修習生時代にも裁判官か弁護士かを悩む時期もありましたが、そのときは弁護士になる道を選びました。現在も弁護士の仕事についてやりがいを持っています。

しかし、自分の将来について考える時期があり、本当に自分がしたいことは何かを考えた末、裁判官になりたいと思い、任官を希望することにしました。

私が、弁護士任官を希望したいと考えた最大の動機は、裁判官として実質的な、悩みのある判決や決定を書く仕事をしたいということです。代理人として受けた判決には、納得行くものも、行かないものもありましたが、たとえ上訴に至っても当事者の理解を得られるものは、悩みが示してあったり、書面から考えていることがよく分かるものだと思います。逆に、たとえ結論が弁護士から見れば、理解できる致し方ないものであっても、それが紋切り型の判決であれば、当事者は「このような理由では納得できない」という気持ちを持つのではないかと思います。勿論知識もスキルも必要ですが、裁判官になって、裁判所からの第三者の立場からそういう仕事をしていきたいというのが私の考えです。ただ、ほかの裁判官と違った特別なことをしたいというわけではなく（また、できるわけでもなく）、当事者の目線など弁護士として得た経験を活かして淡々と一つ一つの事件でやっていきたいと思っています。

また、それに加え、判決に限らず、訴訟指揮等、事件の解決という視点からよりよい仕事もできるようになりたい気持ちも持っています。

決意するには、私は結構悩み、時間がかかったほうだと思います。悩む時間の長短はともかく、弁護士任官を希望される方は、相当程度強い決意やモチベーションが必要だと感じます。

周囲への相談

(1) 家族への相談

任官すれば生活や仕事が変わり、地方にも転勤もすることが予想されます。特に、比較的若い方は転勤が不可避です。

そこで、私は妻に相談しました。妻は、法曹と無縁の職場で働いており、法曹のことなどよく知りません。ただ、共通の裁判官の友人がいるので転勤が多いことなど多少のイメージを持っていました。

私が、恐る恐る自分の希望を話すと、妻は私の希望を了承してくれました。妻は地方に対する抵抗感もさほどなく「一生そこで生活するわけではないのであれば」などと言ってくれています。

むしろ、妻は私の決断に賛成のようで、精神面で私を応援してくれています。

友人数名にも話をしましたが、賛成してくれる方はいても、面と向かって反対する方はいませんでした。既に自分の中で決意をしていたせいかもしれませんが…。

(2) 事務所への相談

私の所属する事務所は所長のボス弁がいて、私はその下にいるイソ弁です。事務所にいつ話をするかについては色々考えました。

意を決して私が所長に言うと、所長は私が自分で決めたことなら良いだろうということで了承をしてくれました。私の所属する事務所の所長は各種委員会等公益活動に対して非常に熱心であり、また、弁護士が活動を広げることに日ごろから賛成していることもあり、現在では私をサポートしてくれています。事務所を辞めるかもしれない弁護士にこのような扱いをしてくれる事務所もなかなかないと思い、大変感謝しています。

話を聞く限り、事務所に弁護士任官のことを話しかどうかは個人差があるようです。一概に良し悪しは言えませんが、現状のシステムなどからすると、周囲の理解や協力が不可欠ですので、いずれは事務所に伝えなければならない問題です。

その他のこと

(1) 司法研修所の成績

経験の短い弁護士が任官を希望する場合、司法研修所での成績が評価対象となるといわれています。

私は元々自分の成績に関心（自信ではありません）があったので開示をしたことがありました。関心のある方は事前に成績開示されておくのも良いかと思っています。

(2) 何か準備は要するのか

上記のこと以外に準備が要するのかですが、複数の方から言われたことは、一番重要なのは日ごろの弁護士業務（公益活動等を含む）をきっちりやっておくこと、ということでした。私は日々の業務に追われつつも、誠意を持って一つずつ処理していくことが大事だと思っています。

私なりに考えること

この記事を読んで、この弁護士は周囲にも恵まれていて、自分にはあてはまらないと思われる方もいるかと思います。特に事務所を経営している弁護士が弁護士任官に臨むということは大変なご苦労があるかと思います。

しかし、様々な事情があり、クリアしなければならぬ条件はありますが、弁護士任官に本当に関心を持っている方であれば、考えてみてはいかがでしょうか。

私個人は、制度一般論として、弁護士任官制度はもっと積極的に利用されるのが良いと考えています。弁護士としての目線を持ったことのある人が、判断や訴訟指揮をする側の裁判所に入ることは、弁護士（会）にとっても裁判所にとっても有意義であると考えからです。弁護士任官した裁判官の方とお話しする機会をいただいたことがあります。そのときのお話は有意義で、そういった裁判官が一人でも増えることは大変良いことだと思います。

弁護士会も、弁護士任官を考えている方、希望する方に対し、できる限りのサポートをしていこうと考えているようです。

弁護士任官に関心をもたれている方は、一度は弁護士会に相談したほうがよいと思います。なかなか分からないことの多い制度ですので、弁護士会に問い合わせる弁護士会から情報を得て少しでも疑問を解消することが重要です。弁護士会は秘密を守ってくれるとのことですので、まずは事務所に秘密にしておきたいという気持ちをお持ちの方でも、弁護士会に相談してみてもいいのではないでしょうか。

以上、まとまりのない文章となってしまいましたが、私のケースが、弁護士任官に関心をもたれている方のご参考に少しでもなれば幸いです。

Ⅲ 弁護士任官を決断してから 裁判官になるまで

広報室嘱託 臼井 一廣 (55期)



【資料1】

「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」
別紙1及び別紙2より抜粋

I 形式的基準

- ① 弁護士経験10年以上の判事任官が望ましいが、当面、弁護士経験3年以上の判事補任官も可とする。
- ② 年齢55歳くらいまでの者を基本とする。
※別紙2「弁護士からの裁判官採用選考要領」によって「5年以上弁護士の職にあり、裁判官として少なくとも5年程度は勤務しうる者であって、年齢55歳位までの者。なお、当面、3年以上弁護士の職にある者も選考の対象とする。」とされている。
- ③ 懲戒処分を受けたことがないこと。

II 実質的基準

- 1 法律家としての能力、識見
 - ① 事実認定能力、識見
 - ② 法令の解釈適用上の法技術能力
 - ③ 事件処理に必要な理論上及び実務上の専門的知識能力
 - ④ 幅広い教養に支えられた視野の広さ
 - ⑤ 人間性に対する洞察力
 - ⑥ 社会事象に対する理解力
- 2 人物・性格面
 - ① 廉直さ
 - ② 公正さ
 - ③ 寛容さ
 - ④ 忍耐力
 - ⑤ 決断力
 - ⑥ 慎重さ
 - ⑦ 注意深さ
 - ⑧ 独立の気概
 - ⑨ 精神的勇気
 - ⑩ 協調性
 - ⑪ 積極性
 - ⑫ 柔軟性
 - ⑬ 基本的人権と正義を尊重する心情
 - ⑭ 自己管理能力・自己評価能力
 - ⑮ 思いやり・親切心
- 3 その他

人種、信条、性別、社会的身分、門地、宗教については、これを考慮しない。

III 選考の内容

- 1 書面及び面接による考査

人物及び専門的素養について、書面及び面接による考査を行う。
- 2 健康診断

裁判官の職務に耐えられるかどうかについて行う。
- 3 身上調査

選考を受けることができる資格の有無及び申込記載事項の真否について行う。

常勤裁判官を決断するまでの いろいろ

(1) 自分に適性があるのか

現在の仕事・キャリアを中断して任官するのですから、自分に「裁判官としての適性があるのか」、ズバリ言えば「自分が採用される見込みはどの程度なのか」は、極めて重要です。その判断をするに際して、日弁連と最高裁の「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」(2001年12月7日)「別紙1 任官推薦基準及び推薦手続」(日弁連策定)および「別紙2 弁護士からの裁判官採用選考要領」(最高裁策定)が参考になります(資料1参照)。

なお、裁判官は判決を書くことが一番の職責ですから、弁護士任官を決意する際も任官後も、とりわけ「決断力」が要求されるのではないのでしょうか。

(2) 初任地

採用内定後に最高裁へ希望を出します。平成16年までは弁護士任官者の希望はおおむね容れられていましたが、本人の希望、家族の状況、受入れ部署の充員状況等を考慮して決定されるため、現在は希望どおりになるとは限りません。

(3) 初任地での仕事の内容

裁判官業務に慣れるための配慮がなされています。最初は高裁の左陪席を1、2年か、地裁の保全部で数ヶ月から1年程度か、あるいは破産部で1年程度執務した後に、地裁の通常部に異動する例が多いようです。当然、各種研修には特段の支障がないかぎり参加できます。

なお、専門的分野への任官希望もできます。例えば、倒産事件、知的財産権事件、商事事件、家庭事

件等の特化した領域の裁判事務を担当する形態での任官希望については、当該分野に関する本人の知識・経験、受入れ部署の実情等を踏まえて採用・配点が検討されます。

(4) 報酬

原則として司法研修所の同期同号俸となります(資料2参照)。

(5) 任官のための事務所閉鎖や退所、退官後の受入れ

個人の努力だけでは限界があります。本会は、公設事務所の設置、弁護士任官支援事務所との連携などのバックアップをしています。

(6) もろもろの弁護士会関係の事務手続き

日弁連の共済関係は、任官中も継続可能です。退

官後の弁護士再登録の際には、入会金は免除され、登録番号も従前のものとなります。弁護士記章も、取消時に本会を通じて日弁連に保管してもらえば、再登録時にまた使用することができます。

2011年4月1日から 常勤裁判官になる場合の タイムスケジュール

任官には4月任官と10月任官があります。この特集を読んで、任官を具体的に考えることになったら、「2011年4月1日任官」が一つの目標です(資料3参照)。

なお、司法研修所の成績も、評価の対象になります。とりわけ10年未満の場合にはそのウエイトが高いと

【資料2】 裁判官報酬試算表

区 分	報 酬	地域手当	扶養手当	初任給 調整手当	月額合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	6月期 期末特別手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	12月期 期末特別手当	年収合計
判事 1号	1,211,000	169,540			1,380,540			3,135,036			3,428,946	23,130,462
判事 2号	1,066,000	149,240			1,215,240			2,759,660			3,018,379	20,360,919
判事 3号	994,000	139,160			1,133,160			2,573,267			2,814,511	18,985,698
判事 4号	843,000	118,020			961,020			2,182,358			2,386,954	16,101,552
判事 5号	728,000	101,920			829,920			1,884,646			2,061,332	13,905,018
判事 6号	654,000	91,560			745,560			1,698,075			1,851,801	12,491,596
判事 7号	592,000	82,880			674,880			1,532,569			1,676,248	11,307,377
判事 8号	533,000	74,620			607,620			1,379,830			1,509,189	10,180,459
判事補1号	430,600	62,104	13,000		505,704	853,836	644,456		996,142	644,456		9,207,338
判事補6号	307,100	44,814	13,000	30,900	395,814	584,399	291,890		667,884	291,890		6,585,831
判事補12号	225,300	33,362	13,000	87,800	359,462	398,305	195,520		455,206	195,520		5,558,095

(注)

日弁連「弁護士任官資料集2007-2008年版」より

1 地域手当の月額、14パーセントとした(東京都23区内)。

2 扶養手当は、配偶者のみを扶養しているものとして算出した。

3 勤勉手当の成績率は、判事補1号については6月期92.5/100、12月期92.5/100、判事補6号及び12号については6月期72.5/100、12月期72.5/100で算出した。

4 平成19年4月1日現在の裁判官の報酬等に関する法律に基づいて作成した。

されています。弁護士任官希望者は最高裁人事局に対し司法研修所の成績(①後期修習5科目の各平均点

成績, ②二回試験6科目(教養科目)の各成績, ③二回試験口述2科目の各成績)の開示を請求できます。

【資料3】常勤裁判官への任官タイムスケジュール

年	月	エリア	内 容	必要書類または評価対象となる書類
2010	2 月 末	東 弁	申込締切	i 自薦の場合 ①申込書・登録票 ②自己評価回答書 ③意見照会可能な弁護士のリスト ④過去3年間の事件リスト ⑤準備書面・弁論要旨等(各1通以上) ii 他薦の場合 上記①～⑤に加え ⑥推薦書・承諾書
	3 月 上 旬		自己評価回答書に基づき第三者へ照会	評価質問票
			第三者からの回答	評価回答書
	3 月 中 旬		適格性調査部会による第1回面接 ※弁護士委員のみ	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書
	4 月 中 旬		任官候補者審査部会による第2回面接 ※弁護士委員7名十外部委員5名	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書 適格性調査部会からの調査報告書
	5 月 上 旬		弁護士任官推進委員会および理事者会 で推薦決定	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書 選考部会からの最終調査報告書
	5 月 末	関弁連	関弁連への進達締切	申込書類一式
			審査	自己評価回答書および評価回答書 最終調査報告書 最高裁提出書類
	6 月 末	日弁連	日弁連への進達締切	同上
			最高裁への推薦	
	7 月 1 日	最高裁	最高裁への進達締切	その他として「司法研修所の成績」
	9 月		東京地域委員会による情報収集	
	11 月		全局長による面接	
	12 月		下級裁判所裁判官指名諮問委員会での 審議	その他として「司法研修所の成績」 「実務修習における成績」
			裁判官会議での裁判官に任命されるべき 者として指名する旨の決定	その他として「司法研修所の成績」
			本人へ見通しの連絡	
2011	3 月	内閣	閣議決定	
	4 月 1 日		任命	
		各裁判所	執務開始	

*筆者作成

2010年10月1日から 非常勤裁判官になる場合の タイムスケジュール

弁護士任官の対象となる裁判官には、非常勤裁判官もあります。非常勤裁判官制度とは、当面、民事調停事件および家事調停事件の分野で、弁護士が非常勤の形態で調停主任または家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰するほか、民事調停

法17条所定の決定、家事審判法23条および24条所定の審判も担当する制度です。

この特集を読んで、常勤は躊躇するが非常勤であれば任官してみたいと考えるようになったら、「2010年10月1日任官」が一つの目標です（資料4参照）。その次ということであれば「2011年10月1日任官」が目標となり、タイムスケジュールが約1年繰り下がります。

【資料4】非常勤裁判官への任官タイムスケジュール

年	月	エリア	内 容	必要書類または評価対象となる書類
2009	12月 末	東 弁	名簿登録申込書の提出締切	①申込書 ②自己評価回答書 ③準備書面(1通以上)
2010	1月		名簿登録申込者に申込書類を送付	
			就任希望者からの申込書の提出締切	
	2月		適格性調査部会による面接・書面審査 弁護士任官推進委員会で推薦予定者を決定	申込書類一式
	3月		理事者会で推薦決定。推薦予定者に通知、 最高裁申込書類の提出依頼	申込書類一式 適格性調査部会からの最終調査報告書
	4月	最高裁	日弁連へ新規採用見込数を通知	
		東 弁	三会で候補者数を調整し、東弁の推薦予定者を候補者に連絡	
	5月 上旬	関弁連	関弁連への進達締切	申込書類一式 最終調査報告書 最高裁提出書類
			審査	
	5月 上旬	日弁連	日弁連への進達締切	同上
	5月 中旬	最高裁	最高裁への進達締切	同上
			所属予定庁による面接	
	7月		裁判官会議での採用内定決定・採用内定者への内定通知	
	9月		裁判官会議での採用決定	
10月1日	調停官任命			
	各裁判所		執務開始	

*筆者作成

IV 新たな時代の任官推進

～日弁連担当副会長としてのメッセージ～

会長 山岸 憲司 (25期)



当会では、下河辺委員長をはじめとする弁護士任官推進委員会の方々に熱心に活動していただいておりますが、日弁連では村上委員長をはじめとする弁護士任官推進センターと新たに設置されたワーキンググループの方々が「新たな任官推進活動を!!」とのかけ声の下に各地での推進運動の展開に取り組んでいるところです。

ところで、国会議員の政策担当秘書に弁護士の就任を期待する声があがり、日弁連で説明会を開催したところ、200名を超える応募がありました。すぐには、多くの政策担当秘書が生まれるとは限らないものの、立法府で働く国会議員の政策立案・法案作成作業などをサポートし活躍したい、幅広い活動領域での経験を経て広い視野を持ちたいと考える会員が多くなっていることは評価すべきです。

審議会また公益法人等のあり方も変わり、いろいろな分野において弁護士の活動を望む声が高まっています。任期付き公務員として、あるいは企業、団体の中での弁護士の活躍を求める要望も多数寄せられています。

社会が大きく変革しつつある中、このように弁護士の活動領域は大きく広がりをみせていますし、公設事務所などをベースにした人材の流動化も進むことが予想されます。

法の支配の浸透のためには、さらに多くの弁護士があらゆる場で活動をしていかなければなりません。弁護士会も人材の輩出にこれまで以上に尽力しなければなりません。

そんな中で、司法の場で、裁判手続きの中で、最終判断者として活動する裁判官に、広い視野と豊かな識見をもつ多様な人材を送り出すことの重要性はより一層高まっています。

多様な経験をした弁護士の中から、あるいはまた、非常勤裁判官（民事調停官・家事調停官）の中から、裁判官として相応しい人に任官してもらい、より国民目線に立った判決をしていてもらう、裁判所の風土を変えていてもらうことが必要です。

また、弁護士職務経験制度を経験された裁判官・検察官は、いずれも大変有意義であったと高く評価しておられます。多くの方々の経験談を直接聴くにつけ、これらの制度にさらに積極的に取り組み、法曹一元の理念の一端を担うものにして充実発展していかなければならないと考えます。

これらの制度と相まって、多様な社会経験を豊かな常識と能力をもった弁護士が次々と裁判官となり、裁判所の中でいきいきと働き評価されるようになってこそ、ようやく私どもが目指していた法曹一元がその姿を見せてくるのであらうと思います。

あまり肩に力を入れて考えるべきではなく、臆することなく、多くの会員に、非常勤裁判官を含めて弁護士任官に関心を持っていただき、積極的に人材発掘をし、送り出しをしていただきたい、チャレンジしていただきたい、また、支援をしていただきたいと思います。

私たちの目指していた公正で透明なルールによって規律される社会の実現、行政に対するチェック機能をきちっと果たせる司法の実現が近づいてきました。

司法に対する国民の関心や期待が高まっている今、弁護士任官問題をみんなで改めて考え、議論しながら人材発掘をしていただければと思います。

全国的にも新たな運動が展開されると思います。まずは東京弁護士会において、会員の皆様のご理解とご協力によって、成果をあげていけるよう切にご協力をお願いする次第です。